

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年9月19日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から同年9月19日まで

社会保険事務所の記録では、A社（現在は、B社）C製作所における厚生年金保険被保険者記録が昭和17年6月15日から20年3月10日までの期間しか無い。

しかし、私が在籍中の昭和20年5月25日未明の空襲でA社C製作所が焼失したため、軍の命令で以前から機械を移していたD県立E高等女学校（現在は、D県F高等学校）に疎開し、同年9月まで勤務していた。

給与明細書等は残っていないが、疎開先での給与は、以前と変わらずに支払われており、社会保険料も控除されていたはずである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C製作所が空襲を受けてD県E市に疎開し、申立人が勤務した状況及びその後帰郷する際に昭和20年*月*日に上陸したG台風と思われる台風に遭遇した状況等に係る申立人の事実経過の説明には具体性があり、同僚の記憶、同社社史及びD県立E高等女学校から提出された記念誌の内容とも一致していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、同年9月18日に退社したことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下、「旧台帳」という。）における資格喪失日と社会保険庁のオンライン記録における資格喪失

日は一致しているものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）における申立人の資格喪失日は判読できない。

さらに、被保険者名簿において、昭和 17 年 1 月 1 日から 18 年 3 月 9 日までの期間に被保険者資格を取得した者について調べたところ、被保険者名簿において資格喪失日が判読できないにもかかわらず旧台帳に資格喪失日が記載されている者が多数みられる上、旧台帳及びオンライン記録における資格喪失日が被保険者名簿における資格喪失日と一致しない者も多数みられる。

これらの記録を前提とすると、申立人が昭和 20 年 3 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 20 年 9 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

福島厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年3月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万2,000円になっているが、この当時は給与明細書に記載された56万円で変更は無いはずであり、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、56万円と記録されていたところ、平成11年1月5日付けで、10年4月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成10年9月分から11年2月分までの給与支払明細書により、申立人には訂正前の標準報酬月額（56万円）に相当する給与が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、二人の代表取締役のうちの一人名であったことが確認できるが、平成10年8月1日から11年3月29日までの期間について、雇用保険の加入記録がある上、社会保険事務所が保管する滞納処分票及び社会保険労務士の供述により、^{そきゅう}遡及訂正が行われた同年1月5日時点では、申立人は営業担当であり、総務及び経理には関与していなかったと確認できることから、申立人は標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつ

たとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年10月から9年12月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、8年10月から9年12月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から10年1月26日まで
② 平成10年1月26日から同年3月1日まで

申立期間①については、私が代表取締役となっていたA社における標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが、社会保険事務所の説明で分かった。当時受け取っていた給与と異なるので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成10年1月26日となっているが、同年2月28日まで同社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月26日）の後の平成10年2月9日付けで、8年10月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間①において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理には関与していないと述べており、このことについて、関係報道資料によれば、標準報酬月額の訂正処理時である平成10年2月9日には、申立人は、連絡が取れる状況には無く、申立人が前述の減額訂正に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は、平成10年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。

また、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、申立人の長男及び従業員に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から同年11月21日まで

私は、昭和42年3月にA社（本社）から同社C営業所に所長として転勤したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間については、A社C営業所に勤務していた全員が厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社C営業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B社では、申立期間当時、A社C営業所の給料計算等についてはA社（本社）で事務処理していたとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C営業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることができ、申立人のA社（本社）における資格喪失日は、D社（現在は、B社）における資格取得日と同日の昭和42年11月21日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42

年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したとしているが、事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和42年3月13日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から31年4月25日まで

私は、A社に入社した後、昭和29年6月1日から30年9月末までは、同社社長の弟が設立したB社に出向し、同年10月1日にはA社に戻り、45年8月まで勤務した。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社における私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和28年10月1日から29年6月1日までの期間及び31年4月25日から45年9月1日までの期間だけである。申立期間の給与からも厚生年金保険料が控除されていたし、同社社長もそれを記憶しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社のそれぞれの元事業主からの回答書並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人のA社における資格取得日は、B社における資格喪失日と同日の昭和30年10月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年4月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和30年11月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年1月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月ごろから同年11月22日まで
② 昭和30年11月22日から31年1月10日まで
③ 昭和31年6月18日から同年12月ごろまで

申立期間①については、B県C市にあったD社に勤務しており、申立期間②については、昭和30年11月22日に同社が営業譲渡によりA社C営業所となった直後の期間だが、私は引き続き同営業所に勤務していた。

また、申立期間③については、E社F営業所に勤務していた。

いずれの事業所でも、厚生年金保険に加入していたと思うので、各申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、生年月日が異なるが申立人と同姓同名で同じ漢字表記で、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人と同様にD社からA社に移った同僚が、申立人と同姓同名の者はほかにいなかったと述べていることから、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人及び同僚の記憶から、申立人が、D

社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、D社では試用期間があったと述べており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該同僚の氏名も無いことから、同社では、申立人についても入社直後に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、D社から営業譲渡を受けたA社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人が運転していたとするタクシーの車種、車体の色が同僚の説明と符合すること及び複数の同僚の記憶から、申立人が、E社F営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、E社では6か月程度の試用期間があったと述べており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社2年後に厚生年金保険に加入している例もみられることから、同社では、申立人についても入社直後に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、E社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島国民年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

大学生の時に、A村役場（現在は、B市役所C支所）から私あてに国民年金の加入案内が送付されてきたので、母と相談の上、私は、自分で国民年金の任意加入手続を行った。

その後、私は、A村役場から送付されてきた納付書を持参し、年払いで国民年金保険料約 10 万円を 2 回同村役場で納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村役場から国民年金の加入案内が送付されてきたと述べているところ、同村役場において、申立期間当時、国民年金関係事務を担当していた複数の職員は、「当時の大学生に対する国民年金の任意加入案内は、当村において国民健康保険に加入している者に対してのみ行っていた。」と述べているとともに、申立人は、申立期間当時、実家のあるD町において国民健康保険被保険者になっていたことを踏まえると、申立人に当該加入案内が送付されたとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、申立人と思われる国民年金の加入記録は無い上、国民年金加入時に交付されることになっている年金手帳について、申立人は申立期間に交付された記憶は無いと述べている。

さらに、申立人には、申立期間以外に、5か月の国民年金の未納期間及び11か月の未加入期間がある。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 572(事案 90 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 11 月まで

昭和 61 年に第 3 号被保険者制度が発足したが、任意加入のまま国民年金保険料を納付していれば、将来、より多くの年金が受給できると思い、銀行で納付し続けていた。

納付書が毎年送られてきたので、第 3 号被保険者が納付できないとは思っていなかったし、納付した国民年金保険料が還付されていないことは納得できない。

今回、新たに連絡の取れた友人が、私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれるので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、第 3 号被保険者制度発足により昭和 61 年 4 月 1 日付けで任意加入者から切替えとなり、当該事務手続は、届出により同年 6 月 23 日に処理されていること、また、A 県 B 市が保管する国民年金被保険者名簿においても申立期間当時から第 3 号被保険者とされていたことから、毎年、納付書が送付されていたとは考え難く、銀行で国民年金保険料を納付することはできないこと、さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする二つの金融機関のうち、一つについては平成 3 年 10 月に開設されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 5 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、友人が申立期間に係る国民年金保険料の納付について証言すると述べているところ、当該友人は、申立人と第 3 号被保険者制度等について会話したことは記憶しているものの、会話した場所

や時期等についての記憶は定かではなく、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、40 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、同年 9 月から 47 年 6 月までの期間、同年 7 月から 51 年 3 月までの期間、同年 4 月から同年 9 月までの期間、同年 10 月から 52 年 3 月までの期間、55 年 4 月から 61 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 4 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 9 月から 47 年 6 月まで
④ 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで
⑦ 昭和 55 年 4 月から 61 年 12 月まで
⑧ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 5 月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に定期的に集金に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたので、未納や申請免除の記録になっていることに納得できない。

また、定期的に納付していたのに、市役所の係員から、「32 万円を納付しないと年金がもらえなくなる。」と言われたので、積み立てていた簡易保険団体掛金割戻金の積立預金 26 万円など合計 32 万円を金策して、集金人に納付した。

簡易保険団体掛金割戻金の積立預金 26 万円の払戻しに係る手続を行った元郵便局職員が、その際、私たち夫婦が年金納付のために是非必要であると言ったことを記憶している旨を証言してくれているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、定期的に集金に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと述べているところ、一方では別途 32 万円を一括して納付したとするなど、申立内容に不自然な点がかがわれる上、国民年金保険料の納付時期、方法及び金額についての申立内容が変遷しており、一貫性が無い。

また、申立期間は、申立人が 8 つの期間で 24 年以上（294 月）、申立人の妻が 9 つの期間で 29 年以上（351 月）と長期にわたっている上、このうち、10 年以上（123 月）について夫婦共に同一期間が申請免除期間となっており、行政側がこれほど長期にわたり誤った処理を行ったとは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べており、社会保険庁のオンライン記録でも夫婦の納付状況がおおむね一致しているところ、申立人が未納である期間は、申立人の妻もすべて未納となっている。

加えて、簡易保険団体掛金割戻金の積立預金からの払戻しが国民年金保険料の一括納付のためであった旨を証言している元郵便局員は、「簡易保険団体掛金割戻金の積立預金からの払戻しは 1 回だけであり、引き出した際にそれまで預かっていた預金通帳を申立人夫婦に返した。」と述べているところ、申立人夫婦から提出のあった預金通帳において、平成元年 3 月 31 日に 22 万円が引き出されていることが確認できる上、当該 22 万円は、引き出した時点でさかのぼって納付することが可能であり、かつ、夫婦が共に納付済みである昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料 22 万 200 円とおおむね一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、40 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、同年 9 月から 47 年 6 月までの期間、同年 7 月から 51 年 3 月までの期間、同年 4 月から同年 9 月までの期間、同年 10 月から 52 年 3 月までの期間、52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 61 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 7 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 9 月から 47 年 6 月まで
④ 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで
⑦ 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
⑧ 昭和 54 年 4 月から 61 年 12 月まで
⑨ 昭和 63 年 4 月から平成 7 年 2 月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に定期的に集金に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたので、未納や申請免除の記録になっていることに納得できない。

また、定期的に納付していたのに、市役所の係員から、「32 万円を納付しないと年金がもらえなくなる。」と言われたので、積み立てていた簡易保険団体掛金割戻金の積立預金 26 万円など合計 32 万円を金策して、集金人に納付した。

簡易保険団体掛金割戻金の積立預金 26 万円の払戻しに係る手続を行った元郵便局職員が、その際、私たち夫婦が年金納付のために是非必要であると言ったことを記憶している旨を証言してくれているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、定期的に集金に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと述べているところ、一方では別途 32 万円を一括して納付したとするなど、申立内容に不自然な点がかがわれる上、国民年金保険料の納付時期、方法及び金額についての申立内容が変遷しており、一貫性が無い。

また、申立期間は、申立人が 9 つの期間で 29 年以上（351 月）、申立人の夫が 8 つの期間で 24 年以上（294 月）と長期にわたっている上、このうち、10 年以上（123 月）について夫婦共に同一期間が申請免除期間となっており、行政側がこれほど長期にわたり誤った処理を行ったとは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べており、社会保険庁のオンライン記録でも夫婦の納付状況がおおむね一致しているところ、申立人の夫が未納である期間は、申立人もすべて未納となっている。

加えて、簡易保険団体掛金割戻金の積立預金からの払戻しが国民年金保険料の一括納付のためであった旨を証言している元郵便局員は、「簡易保険団体掛金割戻金の積立預金からの払戻しは 1 回だけであり、引き出した際にそれまで預かっていた預金通帳を申立人夫婦に返した。」と述べているところ、申立人夫婦から提出のあった預金通帳において、平成元年 3 月 31 日に 22 万円が引き出されていることが確認できる上、当該 22 万円は、引き出した時点でさかのぼって納付することが可能であり、かつ、夫婦が共に納付済みである昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料 22 万 200 円とおおむね一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月ごろから同年 6 月ごろまで
② 昭和 44 年 7 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 45 年 9 月ごろから 46 年 1 月ごろまで
④ 昭和 46 年 4 月ごろから同年 8 月ごろまで
⑤ 昭和 48 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまで
⑥ 平成 6 年 4 月ごろから 16 年 6 月ごろまで

社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、妻の父であるE社の社長に誘われ同社に勤務した申立期間④、F社に勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険被保険者記録が無いと回答があった。申立期間①、②、③及び⑤については、公共職業安定所の紹介で勤務したものである。これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間⑥については、自ら厚生年金保険を脱退したのではなく強制的に脱退させられたもので、私がG社に勤務していた申立期間⑥について、厚生年金保険に加入していたと認めるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に勤務していた複数の同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「入社3か月後に厚生年金保険に加入した。」と述べている上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚のうち、昭和42年2月又は3月に入社したとする同僚は、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが

確認できる。

また、当該被保険者原票には、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間②については、B社に勤務していた同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立期間②当時、B社において社会保険事務を担当した者は、「当時は人手不足の時代で、半日で辞める者もいたので、中途採用の者については、3か月程度の試用期間を設けていた。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間③については、D社に勤務していた複数の同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は前勤務先で被保険者資格を喪失した昭和45年8月31日に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、同年12月11日に喪失していることが確認できる上、D社における申立期間③当時の複数の同僚の入社日と被保険者資格の取得日についてみると、申立人同様、一致していない例が多くみられる。

申立期間④については、E社に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できなかった。

また、申立期間④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、E社は昭和59年10月に解散している上、申立期間④当時の事業主も死亡しており、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間⑤については、F社に勤務していた複数の同僚の記憶から、申立人が同社に勤務したことは推認できるものの、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立人は昭和48年2月に国民年金に加入し、申立期間⑤に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑥については、社会保険事務所の記録によれば、G社は平成6年4月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、社会保険庁のオンライン記録及びH区長からの回答書によれば、申立人は同日付けで国民年

金及び国民健康保険に加入し、申立期間⑥に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から22年10月ごろまで

私は、国民学校高等科卒業後の昭和21年4月1日にA社に入社し、22年10月ごろに退職した。社会保険庁の記録によれば、同社における厚生年金保険被保険者期間は、21年4月1日から同年6月30日までとなっているが、1年半程度は勤務したはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても引き続きA社に勤務していたと述べているところ、申立人が記憶している同僚及び申立期間に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、平成15年2月にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、同社において昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月30日に喪失したことが確認できるものの、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月ごろから30年8月ごろまで

私は、申立期間においてA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関する記憶及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚のうち、申立人と同年齢で職種が同様であったとする同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の同僚は、同社に入社後、数か月から1年程度の臨時雇用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかったと述べており、同社では、厚生年金保険の適用について、統一的な取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年か 46 年ごろの約 1 年 6 か月間
② 昭和 46 年か 47 年ごろの約 7 か月間
③ 昭和 46 年 10 月から 47 年 11 月ごろまで
④ 昭和 55 年ごろ
⑤ 昭和 62 年 10 月から 63 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間⑤について厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間③については、D社における加入記録が「昭和 45 年 4 月 1 日資格取得、46 年 5 月 12 日資格喪失」と記載されているが、私が勤務したのは昭和 46 年 10 月から 47 年 11 月ごろと記憶している。申立期間④についても、E社における加入記録が「昭和 63 年 5 月 1 日資格取得、同年 6 月 28 日資格喪失」と記載されているが、私が勤務したのは 55 年ごろと記憶している。

各申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、A社、B社及びD社にそれぞれ勤務していたと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 2 月 15 日までの期間にはF社、同年 4 月 1 日から 46 年 5 月 12 日までの期間にはD社及び同年 11 月 10 日から 48 年 3 月 25 日までの期間にはG社において、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、それぞれの事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、各事業所における同僚の氏名及び自身の勤務期間についての申立人の記憶は定かではなく、申立人の各事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができなかつた。

さらに、申立人は、申立期間③には、D社に勤務していたと述べているところ、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は昭和45年4月1日と記載されていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

申立期間④については、E社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格取得日は昭和63年5月1日、資格喪失日は同年6月28日と記載されていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立期間④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、E社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

申立期間⑤については、申立人は、C社に勤務していたと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、そのうち昭和63年5月1日から同年6月28日までの期間には、前述のとおり、E社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間⑤のうち昭和63年6月30日から同年8月20日までの期間には、C社から提出された申立人の履歴書及び出勤簿により、申立人は、同社に勤務していたことが確認できるものの、同社から提出された給料台帳には、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された旨の記載が無いことが確認でき、また、同社では、「社員の転入及び転出が激しかったため、入社しすぐには社会保険に加入させていなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 18 日から 30 年 6 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を支給済みと記録されていることを知った。
しかし、私は、申立期間に勤務していたA社B工場を退職する際に脱退手当金を支給された記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる当該条文などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和 34 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無く、それまでの期間は家事手伝いや洋裁学校に通学していたとする申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。